

2021 年 6 月 28 日

## 許諾推定規定のガイドラインの策定に関する検討会ヒアリング資料

協同組合日本脚本家連盟

**1. 権利処理体制の強化**

近年、放送局における著作権等への理解が不足している印象があり、法改正の周知の仕方によっては、放送についても許諾を得る必要なしと制作現場が勘違いするのではという不安さえあります。同時配信等の権利処理が従来の業務に加わることから、制作現場への教育・指示に留まることなく、関係部門の体制強化等により、放送事業者には遺漏のない権利処理体制を構築していただきたい。

**2. 権利処理主体**

放送同時配信等の許諾の推定規定の解釈・運用に関するガイドライン（仮称）（たたき台（案））には、番組制作会社への言及があるが、番組制作会社の権利処理体制は脆弱であり、放送、同時配信等いずれの権利処理も、利用主体である放送事業者が責任をもって行うべきである。

**3. 管理事業者への申請**

放送申請時に同時配信等に関する情報を当連盟に対し明示可能とすること。また、放送番組の同時配信等は、放送番組の二次利用にあたり、脚本家個人ではなく、管理事業者である当連盟への申請を徹底すること。脚本執筆委嘱時に放送事業者（あるいは制作会社）の優位性をもって脚本家に直接、同時配信等の条件提示することによる利用条件の低下を危惧します。

**4. アウトサイダー関連問題**

特に民放局において、放送事業者が当連盟入会希望者に対して圧力をかけて加入を阻止することは後を絶ちません。また、当連盟員への脚本執筆の委嘱を避けることや、今後は当連盟員に発注しないとの放送事業者の言動は日常茶飯です。これは、民放連と当連盟が締結する団体協約や著作権等管理事業法への無理解からくるもので、放送事業者が権利の囲い込みではなく、双方の利益を考えるならば、当連盟加入排除ではなく、むしろ、加入への協力を望みます。

以上